



平成 21 年 5 月 7 日

各 位

会社名 株式会社 日本 触 媒  
代表者名 代表取締役社長 近藤 忠夫  
(コード番号 4114 東証・大証 各第 1 部)  
問合せ先 総務部長 内海 勝義  
(TEL 06-6223-9111)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 7 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 19 日開催予定の第 97 期定時株主総会に定款変更議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### I. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)が施行されたことに伴い、次のとおり変更を行なうものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の規定により、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、第 7 条を削除し、併せて第 9 条および第 12 条の株券に関する文言の削除および修正を行なうものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、第 10 条および第 12 条の、実質株主、実質株主通知、実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行なうものであります。
- (3) 原則として、株式に関する手続については株主名簿管理人が直接取扱わないため、第 11 条第 3 項を削除し、それに伴い第 32 条第 1 項および第 2 項に所要の変更を行なうものであります。また、株主の権利行使に際しての手続き等については株式取扱規則による旨を、変更案の定款第 11 条に追加するものであります。
- (4) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (5) 上記各変更に伴う、必要な規定および文言の修正、条数の変更を行なうものであります。

#### II. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### III. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 19 日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 19 日(金曜日)

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行) 第7条 当社は、株券を発行する。</p>	(削 除)
第8条	第7条
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は1,000株とする。 ② 当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p>	<p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は1,000株とする。 (削 除)</p>
<p>(単元未満株式の買増請求) 第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売渡すことを当社に対して請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。 ② 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>(単元未満株式の買増請求) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売渡すことを当社に対して請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。 ② 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>
<p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿および実質株主名簿(以下「株主名簿等」という。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置き、その他株主名簿等、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する業務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 (削 除)</p>
<p>(株式の取扱) 第12条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する取扱および手数料については取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式の取扱) 第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱および手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>
第13条～第31条	第12条～第30条

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当ならびに中間配当)</p> <p>第32条 当社は、定時株主総会の決議をもって毎年3月31日を基準日として株主名簿等に記載または記録の株主に剰余金の配当を行なう。</p> <p>② 当社は取締役会の決議をもって毎年9月30日を基準日として株主名簿等に記載または記録の株主に中間配当として剰余金の配当を行なうことができる。</p> <p>③ 中間配当の有無、金額その他必要な事項は、前項の日から3月内に取締役会で決議される。</p> <p>④ 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは当社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>(剰余金の配当ならびに中間配当)</p> <p>第31条 当社は、定時株主総会の決議をもって毎年3月31日を基準日として株主名簿に記載または記録の株主に剰余金の配当を行なう。</p> <p>② 当社は取締役会の決議をもって毎年9月30日を基準日として株主名簿に記載または記録の株主に中間配当として剰余金の配当を行なうことができる。</p> <p>③ 中間配当の有無、金額その他必要な事項は、前項の日から3月内に取締役会で決議される。</p> <p>④ 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは当社はその支払の義務を免れる。</p>
<p>第33条～第35条</p>	<p>第32条～第34条</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第3条 本附則第1条ないし本条は、2010年1月6日をもってこれを削除する。</p>